

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の応募期間締切が来月末に迫っております。

～大型50万円(75万円)または37.5万円(50万円)、中型28万円(42万円)、小型10万円(15万円)※()内は廃車有の補助金額。

※2025年度重量車燃費基準適合車は、上記の補助金額の+5万円とする。※申請台数は、1事業者あたり4台まで！！

令和6年12月1日

(一社)滋賀県トラック協会

一般財団法人環境優良車普及機構は、令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業を実施されております。

応募期間：令和6年6月10日(月)～令和7年1月31日(金)17時(同日消印有効)まで予算額約28億円に達するまで受付されております。**令和6年11月19日現在で、執行率74%を超えておる現状です。**

つきましては、下記の申請要件を満たしているかチェックをして頂き、Q4以外の全てに該当しましたら一般財団法人環境優良車普及機構へ**直接申請**をして下さい。

※**問合せ・提出先は(一社)滋賀県トラック協会ではございません。**

参考URL：<https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/outline/> QRコード→



(申請の要件)

チェック☐

Q1 申請者は、一般(特定)貨物自動車運送事業者または、第二種貨物利用運送事業者
またはそれらに補助対象車両を貸渡す自動車リース事業者
(いずれの運送事業者も中小事業者とする：資本金3億円又は従業員300人以下の事業者)

Q2 導入する環境対応車は車両総重量3.5t超の事業用車両(緑ナンバー)の新車で、
以下の基準を満たしているか。

大型(12t超)：「2015年度燃費基準+10%以上達成車」参考排出ガス規制識別記号 2RG・2TG

大型(12t超)：「 " +5%以上達成車」 " 2PG

中型(7.5t超～12t以下)：「 " +10%以上達成車」 " 2RG・2TG

小型(3.5t超～7.5t以下)：「 " +10%以上達成車」 " 2RG・2TG

※上記の燃費基準を満たす必要があります。

Q3 低炭素型ディーゼルトラックは令和6年4月1日～令和7年1月31日までに新車で新規登録できるか
※購入の場合、所有者及び使用者は、申請する中小企業者の一般(特定)貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者の完全名義にすること。※割賦等所有権の留保は認められません。

※リースの場合、所有者は申請する中小事業者の一般(特定)貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者者に補助対象車両を貸渡す自動車リース事業者で、かつ使用者は、中小事業者の一般(特定)貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者者の名義にすること。

Q4 Q2の導入に、廃車する車両がある場合は、以下の全てに該当すること※なしでも申請可

(1) 廃車する車両は、平成25年度(平成26年3月31日)以前に初度登録された事業用トラック

(CNGトラック、ハイブリッドトラック、LPGトラック除く)

(2) 令和6年4月1日(月)から、令和7年1月31日(金)までに廃車するもの

(3) 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの

(4) 廃車日の6カ月前の期日における自動車検査証が有効(有効期間内)であるもの

(かつ、その有効期間内に普通車(1ナンバー)及び小型車(4ナンバー)：3,000km、特種車(8ナンバー)：5,000kmの走行があるもの)

(5) 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

以上、該当項目にチェックの入った会員様は、導入する車両のディーラーご担当者にご相談されるか、(一財)環境優良車普及機構にご相談して下さい。上記のURLまたはQRコードで掲載の要領等をご確認頂き、申請書を作成し、(一財)環境優良車普及機構へ申請して下さい。

<お問い合わせ先>

一般財団法人環境優良車普及機構
補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業

TEL：03-5341-4577

FAX：03-5341-4578

E-Mail：hojokin@levo.or.jp ※

※E-Mailの場合は、件名を「【株式会社〇〇〇】低炭素型ディーゼル車補助金について問い合わせ」の形式にして下さい。